

電力需給約款

【特別高圧・高圧】

しろくま電力株式会社

2024年3月1日

目 次

I 総 則.....	3
1. 適 用.....	3
2. 本需給約款の変更.....	4
3. 定 義.....	4
4. 単位および端数処理.....	7
5. 実施細目等.....	7
II 契約の締結.....	7
6. 需給契約の申込み.....	7
7. 契約の要件.....	7
8. 需給契約の成立および契約期間.....	8
9. 需要場所.....	8
10. 需給契約の単位.....	8
11. 供給の開始.....	8
12. 電力需給契約書の作成.....	9
13. 承諾の限界.....	9
III 料金種別および料金.....	9
14. 契約種別.....	9
15. 供給電圧方式、周波数および供給電圧.....	9
16. 常時供給電力の契約電力.....	10
17. 料金等.....	11
18. 予備電力および特別高圧予備電力.....	13
19. 自家発補給電力および特別高圧自家発補給電力.....	13
20. 契約超過金.....	15
IV 料金の算定および支払い.....	15
21. 料金の適用開始の時期.....	15
22. 料金の算定期間.....	16
23. 使用電力量の計量.....	16
24. 料金の算定.....	16
25. 料金の支払義務および支払期日.....	17
26. 料金その他の支払方法.....	18
27. 延滞利息.....	18
28. 保証金.....	19
V 使用および供給.....	19
29. 適正契約の保持.....	19
30. 力率の保持.....	19
31. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	19

32. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	20
33. 供給の停止	20
34. 供給停止期間中の料金	21
35. 違約金および損害賠償	21
36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	22
37. 制限または中止の料金割引	23
38. 損害賠償の免責	23
39. 設備の賠償.....	23
VI 契約の変更および終了	24
40. 需給契約の変更	24
41. 名義の変更	25
42. 解約による需給契約の終了.....	25
43. 供給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費等の精算.....	25
44. 解除	26
45. 需給契約終了後の債権債務関係.....	26
46. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	26
VII 工事および工事費の負担金.....	27
47. 供給設備の工事費等負担.....	27
48. 計量器等の取付け	27
VIII 保 安.....	28
49. 調査に対するお客さまの協力	28
50. 保安等に対するお客さまの協力.....	28
IX その他.....	29
51. お客さまの個人情報等の共同利用	29
52. 反社会的勢力の排除.....	29
53. 準拠法および管轄裁判所.....	30
54. 信用情報の共有	30
附 則.....	31
1. 本需給約款の実施期日	31
別 表.....	32
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	32
2. 燃料費調整.....	32
3. 使用電力量の協定.....	35
4. 特定休日	35

Ⅰ 総 則

1. 適 用

- (1) この電力需給約款（以下「本需給約款」といいます。）はしらくま電力株式会社（以下「当社」といいます。）と電力需給契約（以下「需給契約」といいます。需給契約に付随して締結された附則または覚書を含みます。）を締結されたお客さまに対して、特別高圧または高圧で電気を供給する場合の電気料金その他の供給条件を定めるものです。
- (2) 需給契約に関して第 12 条の規定により電力需給契約書を作成した場合において、電力需給契約書と本需給約款が抵触するときは、電力需給契約書を優先するものといたします。
- (3) 本需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

エリア	送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社	北海道（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島を除きます。）
東北	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県（飛島を除きます。）、福島県、新潟県（佐渡島および粟島を除きます。）
東京	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部地域を除きます。）、岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2. 本需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更、または法令・条例・規則等の改正により本需給約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、当社は本需給約款を変更することがあります。当社は、本需給約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載または電子メールの送信その他の方法を通じてお客さまにあらかじめ実施期日を明らかにしてお知らせいたします。なお、実施期日以降の本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。
- (2) 本需給約款を変更しようとする場合（(3)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、当社は、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等への掲載または電子メールの送信のその他の電磁的方法をもって代えることができるものとしたします。
- (3) 本需給約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものに限ります。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとしたします。

3. 定 義

- (1) 次の語は、本需給約款および電力需給契約書において、それぞれ次の意味で使用するものとしたします（なお、電力需給契約書において別途の定義をした場合にはそれに従います。）。ただし、下記に定めのない言葉については、別段の定めがある場合または文脈上別異に解すべき場合を除き、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとしたします。

イ お客さま

当社から、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受けることを希望する方のことをいいます。

ロ 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

ハ 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。

ニ 契約電力

需給契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

ホ 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

ヘ 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。

ト 該当一般送配電事業者

一般送配電事業者のうち、需要場所を供給エリアとするものをいいます。

チ みなし小売電気事業者

平成 26 年法律第 72 号附則第 2 条第 1 項の定めるところにより、電気事業法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者をいいます。

リ 供給地点

当社の電気をお客さまが供給を受ける地点をいいます。

ヌ 協議制

常時供給電力の契約電力について、第 16 条イに従い、お客さまと当社との協議に基づき協議によりこれを定める場合をいいます。

ル 実量制

常時供給電力の契約電力について、第 16 条ロに従い、最大需要電力の実績値によりこれを定める場合をいいます。

ヲ 常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。

ワ 予備電力

高圧でご契約のお客さまに常時供給電力を供給するための設備の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため、予備電線路により供給される電気ないし当該電気の供給に係る契約種別をいいます。なお、予備電力の区分には、以下の 2 種類があります。

(a) 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(b) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

カ 特別高圧予備電力

特別高圧でご契約のお客さまに常時供給電力を供給するための設備の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため、予備電線路により供給される電気ないし当該電気の供給に係る契約種別をいいます。なお、特別高圧予備電力の区分には、ワの(a)および(b)に掲げる 2 種類があります。

コ 自家発補給電力

高圧でご契約のお客さまが、当社が一般送配電事業者の送配電設備を通じて供給する電気とお客さまの需要場所内の自家発電設備による電気とを併せて使用する場合において、当該自家発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に充てるために、当社がお客さまに供給する電気ないし当該電気の供給に係る契約種別をいいます。

ク 特別高圧自家発補給電力

特別高圧でご契約のお客さまが、当社が一般送配電事業者の送配電設備を通じて供給する電気とお客さまの需要場所内の自家発電設備による電気とを併せて使用する場合において、当該自家発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に充てるために、当社がお客さまに供給する電気ないし当該電気の供給に係る契約種別をいいます。

レ 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）をいいます。

ソ 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金、工事費負担金等には消費税等相当額を含みます。

ツ 再生可能エネルギー発電賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

ネ 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が該当一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

ナ 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

ラ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

- (2) 次の語は、電力需給契約書において、それぞれ次の意味で使用するものといたします（なお、電力需給契約書において別途の定義をした場合にはそれに従います。）。

イ 供給地点特定番号

該当一般送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

ロ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ハ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

ニ 特定休日

本需給約款の別表の第 4 項に定める特定休日をいいます。

ホ 平日

日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。以下同じです。）または特定休日以外の日をいいます。

ヘ ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ト 昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間に該当する時間を除きます。

チ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。ただし、日曜日、祝日および特定休日は、全日「夜間時間」といたします。

4. 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合において、算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目的事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を承認し、当社と該当一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、該当一般送配電事業者が当社に提供し、または当社が該当一般送配電事業者に提供することを承諾したうえで、必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまのご負担により無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、該当一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。そ

れに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ該当一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、該当一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、当社への切り替え手続きが完了したときに成立いたします。具体的なお契約成立日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、当該日といたします。
- (2) 契約期間は、最短でも供給開始日から1年を経過した後最初に到来する検針日の前日までとし、需給契約において個別に定めるものといたします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとし、以後も同様といたします。
- (3) 契約成立日以後、供給開始日から1年を経過した後最初に到来する検針日の前日までの期間を違約金発生期間とし、お客さまは、第42条の規定にかかわらず、違約金発生期間においては同条に基づく解約により需給契約を終了させないものとし、第42条に基づく解約により違約金発生期間内に需給契約を終了させる場合には、当社に対し、第35条(2)に定める違約金を支払うものといたします。
- (4) お客さまは、違約金発生期間においては、契約電力を減少させないものとし、違約金発生期間内に契約電力を減少させるときには、当社に対し、第35条(2)に定める違約金を支払うものといたします。

9. 需要場所

需要場所は、該当一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

10. 需給契約の単位

当社は、常時供給電力の供給に関し、予備電力もしくは特別高圧予備電力または自家発補給電力もしくは特別高圧自家発補給電力の供給についての契約と併せて契約する場合を除き、1需給契約につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

11. 供給の開始

- (1) 該当一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 電力需給契約書の作成

お客さまと当社は、電気の需給に関して当社が必要と認める事項について、原則、当社の定める様式による電力需給契約書を作成することといたします。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（他の需給契約の料金の支払状況や既に不履行が解消された過去の支払状況に係るものを含みます。）その他合理的な理由がある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III 料金種別および料金

14. 契約種別

- (1) 常時供給電力の契約種別は、供給電圧、負荷設備の状況またはお客さまの電気の使用状況等にもとづき当社が別に定め、お客さまと合意するものとします。また、契約種別は、第 12 条に基づき電力需給契約書を作成した場合にはこれに記載するものといたします。
- (2) 常時供給電力以外の契約種別（以下総称して「予備契約等」といいます。）は、次のとおりといたします。

予備電力、特別高圧予備電力、自家発補給電力および特別高圧自家発補給電力

15. 供給電圧方式、周波数および供給電圧

- (1) 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、周波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 供給電圧は、供給エリアごとに、原則として常時供給電力または予備契約等の契約電力に応じて、次の通りといたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合または該当一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

常時供給電力の契約電力または予備契約等の契約電力	北海道エリア	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト
	東北エリア	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
		50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト
	東京エリア	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト

		50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト
中部エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 70,000 ボルト
		50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト
北陸エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト
関西エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上	標準電圧 70,000 ボルト
中国エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 30,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
		30,000 キロワット以上	標準電圧 100,000 ボルト
四国エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト
		10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト
九州エリア		50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
		50,000 キロワット以上	標準電圧 100,000 ボルト

16. 常時供給電力の契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で契約電力 500 キロワット以上または特別高圧で供給を受けられるお客さま（以下「協議制のお客さま」といいます。）の場合。

(a) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者による事前の確認を必要とします。

(b) 自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力（以下総称して「自家発補給電力等」といいます。）と同一計量される場合で、自家発補給電力等によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力等の供給期間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力等のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値と、その 1 月の自

家発補給電力等の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。なお、この場合、お客様の発電設備の運転に関する記録を当社に提出していただきます。

- ロ 高圧で契約電力 500 キロワット未満で供給を受けられるお客さま（以下「実量制のお客さま」といいます。）の場合。
 - (a) 各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。
 - (ロ) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - (ハ) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
 - (b) 自家発補給電力等と同一計量される場合で、自家発補給電力等によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力等の供給期間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力等のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値と、その 1 月の自家発補給電力等の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。なお、この場合、お客様の発電設備の運転に関する記録を当社に提出していただきます。

17. 料金等

- (1) 料金は、(2) から (6) についてお客さまと合意の上で定めた内容（以下「料金基準」といいます。）に従い、以下の各号の金額を合算（燃料費調整額が負となる場合における減算を含みます。以

下同じです。)した金額といたします。ただし、お客さまと当社との間において基本料金を設定しないこととした場合にはイを除いて、燃料調整を行わないこととした場合にはニを除いて、合算することといたします。また、予備電力もしくは特別高圧予備電力（以下、これらを合わせて「予備電力等」といいます。）または自家発補給電力もしくは特別高圧自家発補給電力（以下、これらを合わせて「自家発補給電力等」といいます。）の契約を締結した場合には、第 18 条または第 19 条の料金基準に従って算定される予備電力等または自家発補給電力等の料金を更に合算するものいたします。

イ 常時供給電力の基本料金

ロ 常時供給電力の電力量料金

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ニ 燃料費調整額

- (2) (1)イの基本料金については、1月につき、常時供給電力の契約電力に、お客さまと当社とで合意した常時供給電力の基本料金によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備契約等によって電気を使用した場合を除きます。）の常時供給電力の基本料金は、半額といたします。なお、お客さまと当社との間で電力需給契約書その他当社の定める様式をもって合意した場合はその内容によります。
- (3) (1)ロの電力量料金については、お客さまと当社との間で、以下の事項について合意の上、これに従い、①定額料金の額（下記イにおいて定額料金を設定することとした場合に限り。）および②従量料金の額（下記ハにおいて定める従量料金単価にご使用電力量を乗じて得た金額といたします。）を合算した値といたします。
- イ ご使用電力量に伴って変動する料金（以下「従量料金」といいます。）とは別途、ご使用電力量が一定の値（以下「定額料金上限値」といいます。）に至るまで一律に一定の金額による料金（以下「定額料金」といいます。）を設定するか否か。
- ロ イにおいて定額料金を設定することとした場合には、定額料金および定額料金上限値。
- ハ 従量料金の1キロワット時当たりの単価（以下「従量料金単価」といいます。）。ただし、使用量、季節、時間帯その他に応じて区分を設けて各区分について異なる従量料金単価を定める場合には、当該区分および各区分ごとの従量料金単価。
- (4) 常時供給電力の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、(1)イの基本料金を1パーセント割引し、常時供給電力の力率が85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、(1)イの基本料金を1パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その1月の力率は85%とみなします。
- (5) (1)ハの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電賦課金単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項に基づき経済産業大臣が定める納付金単価と同額とします。）にご使用電力量を乗じて得た額といたします。
- (6) (1)ニの燃料費調整額については、お客さまと当社との間で燃料費調整を行うこととした場合に限り、これを合算して料金を算定するものとします。燃料費調整を行うこととした場合には、供給地点におけるみなし小売電気事業者の約款において規定される燃料費調整単価にご使用電力量を乗じて算出した値を、合算することといたします。

18. 予備電力および特別高圧予備電力

(1) 予備電力または特別高圧予備電力の契約電力

予備電力等の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、特別の事情がある場合には、予備電力等によって使用される負荷設備および受電設備の内容、または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 予備電力等の料金

予備電力等の料金は、以下イおよびロのと通りの予備電力等の基本料金および予備電力等の電力量料金の合計といたします。

イ 予備電力等の基本料金

予備電力等の基本料金は、1月につき、予備電力等の電気の使用の有無にかかわらず、予備電力等の契約電力に、お客さまと当社とで合意した予備電力等の基本料金単価（予備線または予備電源）を乗じて得た金額といたします。ただし、常時供給電力と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の契約電力は、予備電力等の基本料金の算定上、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 予備電力等の電力量料金

予備電力等の電力量料金は、その1月の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給電力と異なった電圧で供給を受ける場合には、ここにいう予備電力等の使用電力量は、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。また、電力量料金の料金基準は、常時供給電力の電力量料金と同様の料金基準により算定いたします。

19. 自家発補給電力および特別高圧自家発補給電力

(1) 自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の契約電力

自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力（以下、総称して「自家発補給電力等」といいます。）の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 自家発補給電力等の料金

自家発補給電力等の料金は、以下イおよびロのと通りの自家発補給電力等の基本料金および自家発補給電力等の電力量料金の合計といたします。

イ 自家発補給電力等の基本料金

自家発補給電力等の基本料金は、1月につき、お客さまと当社とで合意した自家発補給電力等の基本料金単価と自家発補給電力等の契約電力および自家発補給電力等の使用実績により算定いたします。ただし、自家発補給電力等をまったく使用されない場合は、お客さまと当社とで合意した未使用時の基本料金を適用いたします。なお、その1月に前月から継続して自家発補給電力等の電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

ロ 自家発補給電力等の電力量料金

自家発補給電力等の電力量料金は、その1月自家発補給電力等の使用電力量と季節および時間帯ごとにお客さまと当社とで合意した自家発補給電力等の電力量料金単価によって算定いたします。

(3) 自家発補給電力等の力率割引および割増し

自家発補給電力等の力率割引および割増しは、常時供給電力に準ずるものといたします。

(4) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ決めておき、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認の上、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。なお、当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

(5) 自家発補給電力等の使用

お客さまが自家発補給電力等を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知するものといたします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、すみやかに当社に書面で通知するものといたします。なお、常時供給電力と同一計量される場合で、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力をこえないとき、または、実量制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力をこえないときは、いずれも自家発補給電力等を使用されなかったものとみなします。

(6) 自家発補給電力等の最大需要電力

常時供給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力等を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力等の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 協議制のお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が常時供給電力の契約電力と自家発補給電力等の契約電力の合計を超えた場合、自家発補給電力等の最大需要電力は以下によるものといたします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力等の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力 - 常時供給電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時契約の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力 × 自家発補給電力の契約電力 / (常時供給電力の契約電力 + 自家発補給電力の契約電力)

ロ 実量制のお客さまの場合で、自家発補給電力等の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、その需要電力の最大値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(7) 自家発補給電力等の使用電力量

イ 常時供給電力と同一計量される場合において、自家発補給電力等の使用電力量は以下の各号により算定するものといたします。

自家発補給電力等の使用電力量 = 自家発補給電力等の使用時間中の使用電力量 - (基準電力 × 自家発補給電力等の使用時間)

ロ イの基準電力は、原則として以下のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、

あらかじめ負荷の実情に応じてお客さま、当社間の協議によって定めておくものとし、使用の都度選択できるものではないものといたします。

(a) 自家発補給電力等使用の前月または前年同月における常時供給電力の平均電力

(b) 自家発補給電力等使用の前3ヶ月間における常時供給電力の平均電力

(c) 自家発補給電力等使用の前3日間における常時供給電力の平均電力

(d) お客さまおよび当社間で合意した電力

ハ 自家発補給電力等の継続した使用期間を通算して自家発補給電力等の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力等供給期間中の計量時間ごとに、前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力等の使用電力量といたします。

ニ イからハまでに基づいて算定された自家発補給電力等の使用電力量は、原則として自家発補給電力等の最大需要電力に自家発補給電力等の使用時間を乗じて得た値を超えないものといたします。

(8) その他

イ お客さまは、当社の要請に応じて電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、または湧水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために自家発補給電力等を使用できないものとします。

20. 契約超過金

(1) 契約超過金は、協議制のお客さまが常時契約または自家発補給電力等の最大需要電力が契約電力を上回った場合には、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、常時供給電力および自家発補給電力等のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものといたします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5$$

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金と合わせて支払うものといたします。

IV 料金の算定および支払い

21. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、需給契約において合意する電気の供給を開始する日（以下「供給開始日」といいます。）から適用いたします。

22. 料金の算定期間

第 24 条の料金の算定期間は、原則として 1 月とし、該当一般送配電事業者の託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間その他該当一般送配電事業者の定めるこれに相当する期間（検針日（該当一般送配電事業者が定める検針日といいます。以下同じです。）から次の検針日の前日までをいいます。以下、単に「計量期間」といいます。）に準じることといたします。ただし、供給開始日の属する算定期間は、供給開始日から同日の属する計量期間の最終日までの期間とし、需給契約が終了する日（以下「契約終了日」といいます。）の属する算定期間は、契約終了日の属する計量期間の初日から契約終了日までの期間といたします。

23. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、(2)の場合を除き、該当一般送配電事業者が設置した記録型計量器により 30 分単位で計量いたします。当社は、料金の算定期間ごとにこれを合計した値をお客さまにお知らせいたします。なお、使用電力量または最大需要電力は、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失率によって修正したものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または再検定その他のため電力量計を取り外している場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表の第 3 項（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

24. 料金の算定

- (1) 料金は、第 22 条に定める算定期間ごとに料金基準を適用して算定いたします。また、(3)イからハに定める場合を除き、日割計算は行わず、算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (2) 当社は、需給契約に定める料金基準を適用して算定期間ごとにお客さまに請求する料金の額を算定し、お客さまに対して当該請求額を通知いたします。
- (3) 次のイからハのいずれかに該当する場合、当該事由の生じた計量期間の基本料金および定額料金の算定は、日割計算により行います。日割計算の方法は、基本料金または定額料金の額に供給した日数を乗じ、算定期間の開始日が属する計量期間の本来の日数（当該計量期間の検針日から次の検針日の前日までの期間をいいます。）で除した金額といたします。ここに、「供給した日数」とは、イの場合の日割計算においては、供給開始日および契約終了日ならびに電気の供給の再開日および停止日を含むものといたします。また、ロの場合の日割計算においては、料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金または定額料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金または定額料金を適用いたします。
 - イ ①計量期間の初日以外の日で電気の供給を開始し、もしくは計量期間の末日以外の日で需給契約が終了した場合、または②託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合（第 34 条の規定その他の需給契約における定めより日割計算をしないこととされている場合を除きます。）。
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金基準に変更があった場合（第 40

条(2)により検針日から変更後の料金基準が適用される場合または同条(3)の新料金基準適用開始日が検針日である場合を除く。)

ハ 該当一般送配電事業者の定める検針日の変更その他の事由（イおよびロの場合を除く。）により、当該計量期間の日数が当該計量期間の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (4) 従量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、(3)イまたはハの場合は算定期間の使用電力量により算定し、(3)ロの場合は、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) メーターの故障等により計量値が正しく公開されなかった場合で、後日正しい計量値が判明した場合は、判明した翌月に当初の請求額との差分を精算できるものといたします。
- (6) 料金基準設定の基礎となるお客さまが提示した電気の使用状況を示すデータに誤りがあることが判明した場合、供給開始日に遡って差分を精算できるものといたします。

25. 料金の支払義務および支払期日

- (1) 当社は、料金その他の請求額を、当社所定のポータル・ウェブサイトへの掲載、電子メールの送信または書面の送付その他の方法により、お客さまに通知いたします。
- (2) お客さまは、(1)の請求額を支払期日までに支払うものとし、その支払期日は、お客さまが下記のイからニに該当する場合を除き、算定期間の最終日の翌月 27 日といたします。ただし、当該日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定される休日である場合には、その翌営業日を支払期日といたします。
 - イ お客さまについて、その財産に対する差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これらに類する公権力の処分があり、または、破産手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停もしくは特別清算その他の倒産手続きの申立がされたとき。
 - ロ 営業の全部または重要な一部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
 - ハ 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
 - ニ お客さまの財産について、競売が申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第 2 条に基づく通知がされたとき。
- (3) (2)イからニまでに該当する場合は、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
 - イ (2)イからニまでのいずれかの事由が発生した日までに当社が(1)の通知をした場合には、支払われていない料金（既に支払期日を経過している金額を除きます。）については、当該事由が発生した日を支払期日といたします。ただし、当該事由の発生した日が、当該通知の日から 7 日を経過していない場合は、当該通知の日の翌日から起算して 7 日後の日を支払期日といたします。
 - ロ (2)イからニまでのいずれかの事由が発生した日の翌日以降に当社が(1)の通知をした場合には、当該通知の日の翌日から起算して 7 日後の日を支払期日といたします。
- (4) お客さまについて(2)イからニまでに該当する事由が解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に(1)の通知をする料金の支払期日については、お

客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

- (5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただくものいたします。

26. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他の金額についてはそのつど、お客さまと当社との間で合意した以下のイまたは口のいずれかの方法により、当社の指定する料金その他の収納業務を行う事業者または当社が指定した金融機関を通じてお支払いいただきます。また、振込みによりお支払いいただく場合の手数料はお客さまにご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合（口座振替）には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定した金融機関を通じて料金を払い込みにより支払われる場合（振込）には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金が当社の指定する金融機関の口座に払い込まれたとき。

- (3) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (4) 当社は、お客さまから別途の請求がない限り、領収書は発行しないものといたします。
- (5) 当社は、(1)にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人（以下「弁護士等」といいます。）または当社の指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）の指定する金融機関を通じて、弁護士等または債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、弁護士等または債権回収会社が指定した金融機関に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

27. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、①消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび②再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いて得た金額に、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{\text{消費税等の税率}}{(1 + \text{消費税等の税率})}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

28. 保証金

- (1) 当社は、供給の開始、供給の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日間の範囲で当社が指定した期間といたします。
- (3) 当社は、需給契約が終了したか否かにかかわらず、その裁量により、お客さまの未払債務に保証金を充当することができるものといたします。なお、需給契約が継続中の場合には、かかる充当後、保証金の補充を請求することがあります。また、お客さまは、当社に対し、未払債務に保証金を充当するよう求める権利を有しないものといたします。
- (4) 当社は、(1)により保証金をお預けいただいた場合、(2)の預かり期間終了後に保証金をお客さまにお返しいたします。ただし、(3)により充当した場合は、その残額をお返しいたします。なお、当該返金においては、利息を付さないものといたします。

V 使用および供給

29. 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合その他当社とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものといたします。

30. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあっては、90%以上、それ以外の場合にあっては、85%以上に保持していただきます（以下、本号に基づき保持すべき力率の基準を「基本力率」といいます。）。
- (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

31. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、

所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、開閉器その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第 33 条(4)、第 40 条(3)ロ、第 42 条(2)または第 44 条(3)に定める供給の終了または停止のために必要な処置
- (5) その他本需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な業務

32. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる減少が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他上記イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および該当一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

33. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の該当一般送配電事業者または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失するなどして、該当一般送配電事業者または当社に重大な損害を与え、または、与えるおそれがある場合
 - ハ 該当一般送配電事業者以外のものが需要場所における該当一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行い、または、行ったおそれがある場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、その

お客さまについて電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- ハ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用し、または、使用したおそれがある場合
- ニ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ホ 当社との間で需給契約において合意したところと異なる種類の需要に電気を使用された場合
- ヘ 第 31 条に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ト 第 32 条の必要な装置の設置ないし変更等の措置を講じられない場合
- チ その他お客さまが需給契約に反した場合

- (3) 第 29 条に定める場合において、当社がお客さまに適正契約への変更または適正な使用状態への改善を求めたにもかかわらず、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のために必要な処置を行うと同時に、該当一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (5) (1)から(3)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を該当一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

34. 供給停止期間中の料金

第 33 条によって電気の供給を停止した場合、料金の算定期間は、当該停止の期間を除外することなく、1 月分の料金を申し受けます。

35. 違約金および損害賠償

- (1) お客さまが第 33 条(2)ロからホまでのいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、当社に対し、その免れた金額（需給契約に定められた需給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額に不正使用期間を考慮して算出した金額。ただし、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。）の 3 倍に相当する金額を違約金として支払うものといたします。ただし、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものといたします。
- (2) お客さまが、第 8 条(3)または第 40 条(1)ロに定める違約金発生期間における、第 42 条に基づく解約（第 40 条(3)ロに基づく解約の場合は除きます。）による需給契約の終了の場合、お客さまは、当社に対し、違約金として、以下のイに定める金額を 1 月分としてロに定める期間分に相当する金額を支払うものといたします。当社に同金額を超過する損害が生じたときには、お客さまは、当社に対し、かかる超過分も支払うものといたします。また、第 8 条(4)または第 40 条(1)ハに定める違約金発生期間における契約電力の減少の場合も、お客さまは、当社に対し、同様の違約金および賠償金を支払うものといたしますが、当該違約金の金額の算定に当たっては、下記イのカッコ内のただし書に従うものといたします。
 - イ 平均料金（実際の料金の平均として(4)に定める方法により算出した金額をいいます。以下、本

条において同様です。)の30%に相当する金額(ただし、第8条(4)または第40条(1)ハに定める違約金発生期間における契約電力の減少の場合は、更に、お客さまの契約電力減少のための契約変更の申入れの際に適用されていた契約電力(契約電力の変更について当社の承諾を得ていた場合には、当該変更後の契約電力)に対する当該減少分の割合を乗じた金額)

ロ 解約による需給契約の終了時から第8条(2)に定める契約期間の満了日までの期間(日割計算が生じる場合は、第24条に準じるものといたします。)

- (3) お客さまからの第42条に基づく解約(第40条(3)ロに基づく解約の場合は除きます。)の申入れによる需給契約の終了に際し、第42条(1)の規定に反し、お客さまが終了希望日の3ヶ月前までに解約の申入れをされなかった場合には、お客さまは、当社に対し、違約金として、以下のイに定める金額を1月分としてロに定める期間分に相当する金額を支払うものといたします。ただし、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものといたします。

イ 平均料金の30%に相当する金額

ロ 第42条の規定による需給契約の終了日から解約申入れ日の3ヶ経過後最初に到来する検針日の前日までの期間

- (4) (2)および(3)における平均料金は、お客さまが解約の申入れをされた日の属する算定期間およびその直前の11月の間(第24条(3)の日割計算が生じる期間については、これを1月分に割り戻して計算することとします。また、供給開始日から解約申入れの日の属する算定期間の直前までの期間が11月に満たない場合には、当該供給開始日からの期間とします。)の1月分の平均使用電力量に基づき、お客さまの解約申入れの際に適用されていた料金基準(ただし、第17条(1)ハに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。また、契約の変更について当社の承諾を得ていた場合には、当該変更後の料金を基準とします。)を適用して算出した金額をいいます。ただし、供給開始前に解約をされる場合には、当社において合理的に算定した金額とします。

- (5) お客さまが電力供給の申込み後、供給開始前に申込みの撤回ないし契約の終了を希望する場合において、当社がお客さまのお申込みにより、お客さまへの電気の供給を開始するために必要な費用を負担することとなったときは、お客さまは、当社に対し、当該費用を支払うものといたします。ただし、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものといたします。

36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または生ずるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ その他託送約款等に定める場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨をウェブサイトへの掲載による広告その他の方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急を要しやむをえない場合は、この限りではありません。

37. 制限または中止の料金割引

当社は、第 36 条(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

- イ 協議制のお客さまについては、託送約款等に従って当社が一般送配電事業者から割引を受けた託送料金の基本料金に該当する基本料金(力率割引または割り増し後)を対象として、その 1 月中の制限し、もしくは中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントの割引といたします。
- ロ 実量制のお客さまについては、託送約款等に従って当社が一般送配電事業者から割引を受けた託送料金の基本料金に該当する基本料金(力率割引または割り増し後)を対象として、その 1 月中の制限し、もしくは中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントの割引といたします。
- ハ 上記イ、ロにおける延べ日数および述べ時間は該当一般送配電事業者より通知されたものいたします
- ニ 料金割引は、上記イ、ロの 1 月の翌月に係る請求に反映いたします。なお、その際の算定根拠となる力率は当該月の力率を採用いたします。

38. 損害賠償の免責

- (1) やむをえない理由またはお客さまの責に帰すべき事由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合でも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) ①第 33 条によって電気の供給を停止した場合、②第 36 条(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、③第 40 条(3)ロもしくは第 42 条に基づくお客さまによる解約がされた場合または④当社が第 44 条に基づいて需給契約を解除した場合には、これに伴ってお客さまに損害が生じたとしても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) お客さまが第 6 条(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責任を負いません。
- (4) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天災、戦争、暴動等不可抗力による電気の供給の停止等によりお客さまに損害が生じたとしても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。

39. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合 修理費

- (2) 紛失または修理不能の場合 帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、第8条(2)から同条(4)を除き、II（契約の締結）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。ただし、契約期間については、以下の各号に定めるとおりいたします。
- イ (2)に定める契約内容の変更以外の変更の場合、契約期間は変更されないものいたします。
- ロ (2)に定める契約内容の変更の場合には、契約期間は、最短でも、(2)に定める新たな料金基準の適用開始日から起算して1年を経過した後最初に到来する検針日の前日までの期間として、需給契約において個別に合意するものいたします。また、当社がお客さまからの契約内容の変更の申込みを承諾した後、(2)に定める新たな料金基準の適用開始日から1年を経過した後最初に到来する検針日の前日までの期間を違約金発生期間とし、お客さまは、第42条の規定にかかわらず、違約金発生期間においては、同条に基づく解約により需給契約を終了させないものとし、第42条に基づく解約により違約金発生期間内に需給契約を終了させる場合には、当社に対し、第35条(2)に定める違約金を支払うものいたします。
- ハ (2)に定める契約内容の変更のうち、契約電力を増加させることを内容とする変更をされる場合には、お客さまは、前号の違約金発生期間においては、契約電力を減少させないものとし、違約金発生期間内に契約電力を減少させる変更をするときには、当社に対し、第35条(2)に定める違約金を支払うものいたします。
- (2) お客さまの契約変更の申込みによる契約種別の変更、契約電力の変更（協議制における契約電力増加、実量制から協議制への移行を含みます。）その他の料金基準の変更が発生する契約内容の変更がされた場合、当社が変更を承諾した後、最初に到来する最初の算定期間の開始日から、当該変更後の料金基準を適用することといたします。
- (3) 当社は、みなし小売電気事業者の電気料金の改定、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用の変動等により、お客さまとの需給契約に適用される基本料金もしくは定額料金の額または従量料金の単価の改定（第46条に定める消費税または地方消費税の税率の変更による改定は含みません。）その他の料金基準の変更が必要となる場合は、次の手順に従い、需給契約における新たな料金基準を定めます。
- イ 当社は事前に新たな料金基準およびその適用開始日（以下「新料金基準適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
- ロ お客さまは、新たな料金基準を承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の30日前までに当社に対して書面にて解約を通知することにより、需給契約を解約することができます。この場合には、第8条、第42条その他の規定にかかわらず、需給契約は、新料金基準適用開始日の前日をもって終了するものいたします。なお、解約に伴い、当社は、電気の供給を終了させるための必要な処置を行い、お客さまはこれに協力するものいたします。

ハ 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金基準を承諾したものとみなし、新料金基準適用開始日より新たな料金基準を適用いたします。

- (4) お客さまは、(3)ロに基づく解約の場合には、第 35 条に定める違約金を支払う義務を負わないものといたします。また、お客さまおよび当社は、互いに、(3)ロに基づく解約に伴う損害賠償ないし損失補償の義務を負わないものといたします。

41. 名義の変更

- (1) 相続、合併、事業譲渡その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きをすることといたします。
- (2) 名義変更の手続きは、お客さまが名義変更の希望を当社へ文書により申し出ることによって行います。変更の適用開始日は、当社が変更を承諾した後に最初に到来する算定期間の開始日といたします。

42. 解約による需給契約の終了

- (1) お客さまが需給契約の終了を希望する場合、需給契約の終了希望日を明らかにして、その 3 ヶ月前までに、書面により解約を申し入れるものといたします。この場合、需給契約は、終了希望日以降に最初に到来する検針日の前日（以下「終了予定日」といいます。）をもって、終了するものといたします。
- (2) 当社は、(1)の解約に基づく需給契約の終了に当たって、終了予定日（別途合意する場合には、終了希望日から終了予定日までの双方の協議により定める日）に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまはこれに協力するものといたします（なお、当該処置を行う日が終了予定日よりも前の日となった場合、当社は、当該処置以降は電気の供給をする義務を負わないものといたします。また、この場合でも、お客さまは、終了予定日までの料金をご負担いただきます。）。ただし、当社もしくはお客さまの都合またはそのいずれにもよらない事情により、終了予定日までに当該処置を行うことができないときは、終了予定日以降の双方が別途協議により定める日に当該処置を行うものとし、この場合、需給契約は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、(1)にかかわらず、当該処置が行われた日をもって終了するものといたします。
- (3) (1)の規定に反し、解約申入日から終了希望日までの期間が 3 ヶ月に満たない場合でも、需給契約は、終了希望日以降に最初に到来する検針日の前日をもって終了いたします。なお、解約申入日が終了希望日よりも後となった場合、当該解約申入日以降に最初に到来する検針日の前日をもって終了するものといたします。
- (4) (3)の場合、当社は、お客さまから、第 35 条(3)の違約金および損害賠償金を申し受けます。

43. 供給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費等の精算

需給契約の終了または変更に伴って、当社が、該当一般送配電事業者から、第 47 条の工事費等の精算に係る請求を受ける場合には、当社は、需給契約の終了または変更の日に、当該金額およびその

支払いに必要な手数料をお客さまにお支払いいただきます。

44. 解除

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約の解除をすることができることといたします。なお、この場合には、解除の15日前までに通知いたします。
- イ 第33条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが、当社に対する通知をせずに無断で需要場所から移転をし、電気を使用していない場合
 - ハ 当社に対する債務（料金のほか、違約金、工事費等の支払債務その他需給契約から生ずるあらゆる金銭債務を含みます。）の弁済を遅延した場合
 - ニ お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
 - ホ お客さまが、料金の支払いについて、第26条(1)所定の支払方法に違反した場合
 - ヘ イないしホのほか、お客さまが需給契約その他当社との契約に違反した場合
 - ト お客さまについて、その財産に対する差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これらに類する公権力の処分があり、または、破産手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停もしくは特別清算その他の倒産手続きの申立てがされた場合
 - チ お客さまが、営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、またはその決議をした場合
 - リ お客さまが、資本の大幅な減少、営業の廃止または解散の決議をした場合
 - ヌ 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - ル お客さまの財産について、競売が申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知がされた場合
 - ヲ お客さまが、その主たる営業について、監督官庁から営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けた場合
 - ワ 上記イからワのほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
- (2) (1)の定めにかかわらず、お客さまが第52条の各項に違反したときは、当社はお客さまに何らの催告をすることなく需給契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償をお客さまに対して請求できるものといたします。また、当該解除によって、お客さまに損害が生じても、お客さまは当社に対して、その賠償を求めることはできないものといたします。
- (3) (1)または(2)に基づく解除により需給契約が終了する場合、当社は、当社が適当と認める日に供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまはこれに協力する義務を負うものといたします。

45. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約に基づく料金その他の金銭債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

46. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更

された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものといたします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものといたします。

Ⅶ 工事および工事費の負担金

47. 供給設備の工事費等負担

- (1) 以下の各号の場合には、お客さまは、当社に対し、各号に定める費用（以下「工事費等」といいます。）を負担していただきます。
 - イ お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の需給契約の変更（変更の撤回も含みます。以下本条において同様です。）に伴って、当社がお客さまに電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事について、該当一般送配電事業者から、託送約款等に基づいて、工事費負担金その他の費用の負担を求められた場合 当該負担を求められた工事費負担金その他の費用に相当する金額およびその支払いに必要な手数料
 - ロ お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の需給契約の変更に伴って、当社がお客さまに電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事について、該当一般送配電事業者から、当社による敷設が求められた場合 当該工事に必要な工事費その他の費用
- (2) 当社は、(1)によりお客さまにご負担いただく工事費等については、(1)の各号の工事の着手前に、これを申し受けるものといたします。また、当社は、イの場合においてお客さまから申し受けた工事費等について、該当一般送配電事業者との間で当該工事に係る精算を受けたときは、すみやかに、お客さまとの間で当該金額について精算するものといたします。
- (3) (1)によりお客さまにご負担いただく工事費等については、お客さまの都合によって、供給開始に至らずに、需給契約を終了または変更される場合であっても、当社が該当一般送配電事業者から請求された金額およびその支払いに必要な手数料ならびに当社による工事に当たって必要な費用（実際に供給設備の工事を行わなかった場合における測量監督等に費用を要したときの実費を含むもの）とお客さまより申し受けます。
- (4) (1)ロにおいて当社が敷設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものといたします。

48. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。以下、計量器、その付属設備と合わせて「計量器等」といいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社および一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客様の希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器等の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、関係者の協議によって定めます。
- (3) 計量器等の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客様の希望によって計量器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客様に実費相当額を支払っていただきます。
- (6) お客様が契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器等を取り付けるときは、お客様に実費相当額を支払っていただきます。

VIII 保 安

49. 調査に対するお客様の協力

お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

50. 保安等に対するお客様の協力

- (1) お客様は、次の場合には、すみやかにその旨を当社および該当一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および該当一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ 引込線、計量器等その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および該当一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合

- (2) お客様が該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および該当一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または該当一般送配電事業者はお客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと該当一般送配電事業者とで協議していただきます。
- (4) 供給地点に至るまでの供給設備（該当一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器その他の需要場所内の該当一般送配電事業者の電気工作物については、該当一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

IX その他

51. お客さまの個人情報等の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまに関する情報（個人情報を含みます。）を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

52. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、当社に対し、需給契約の申込みおよび締結の時点で、自己または自己の取締役、会計参与、監査役、執行役もしくは会計監査人またはこれに準ずる者（持分会社の場合は業務執行社員またはこれに準ずるものを含む。以下「役員等」という。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団員
 - ハ 暴力団準構成員
 - ニ 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの構成員
 - ヘ その他前各号に準ずる者
- (2) お客さまは、当社に対し、需給契約の申込みおよび締結の時点で、前項各号に掲げる者またはこれらの者と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証するとともに、将来にわたっても有しないことを確約するものといたします。
 - イ 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ロ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ハ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ニ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約するものといたします。
 - イ 暴力的な要求行為

- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をしたり、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方当事者もしくは第三者の信用を毀損し、または相手方当事者もしくは第三者の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

53. 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本需給約款を含む需給契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものといたします。
- (2) 本需給約款を含む需給契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

54. 信用情報の共有

当社は、お客さまが第 44 条(1)ハ、ニまたはホに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

附 則

1. 本需給約款の実施期日

本需給約款は、2021年6月29日から実施いたします。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給電力分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は付表に定めるものといたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、基準単価、基準燃料価格および上限価格は付表に定めるものといたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{付表の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回り、かつ、付表の上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}) \times \text{付表の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{付表の上限価格} - \text{付表の基準燃料価格}) \times \text{付表の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整単価の適用

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表に定めるものといたします。

[付表]

供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕		基準燃料価格	上限価格
北海道エリア	$\alpha = 0.4699$	高圧	18 銭 9 厘	37,200 円	55,800 円
	$\beta = 0.7879$	特別高圧	18 銭 4 厘		
	$\gamma = 0.0000$				
東北エリア	$\alpha = 0.1152$	高圧	21 銭 3 厘	31,400 円	47,100 円
	$\beta = 0.2714$	特別高圧	20 銭 6 厘		
	$\gamma = 0.7386$				
東京エリア	$\alpha = 0.1970$	高圧	22 銭 4 厘	44,200 円	66,300 円
	$\beta = 0.4435$	特別高圧	22 銭 1 厘		
	$\gamma = 0.2512$				
中部エリア	$\alpha = 0.0275$	高圧	22 銭 3 厘	45,900 円	68,900 円
	$\beta = 0.4792$	特別高圧	22 銭 0 厘		
	$\gamma = 0.4275$				
北陸エリア	$\alpha = 0.2303$	高圧	15 銭 2 厘	21,900 円	32,900 円
	$\beta = 0.0000$	特別高圧	15 銭 0 厘		
	$\gamma = 1.1441$				
関西エリア	$\alpha = 0.0140$	高圧	15 銭 8 厘	27,100 円	-
	$\beta = 0.3483$	特別高圧	15 銭 6 厘		
	$\gamma = 0.7227$				
中国エリア	$\alpha = 0.1543$	高圧	23 銭 4 厘	26,000 円	-
	$\beta = 0.1322$	特別高圧	22 銭 7 厘		
	$\gamma = 0.9761$				
四国エリア	$\alpha = 0.2104$	高圧	18 銭 8 厘	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.0541$	特別高圧	18 銭 3 厘		
	$\gamma = 1.0588$				
九州エリア	$\alpha = 0.0053$	高圧	13 銭 0 厘	27,400 円	-
	$\beta = 0.1861$	特別高圧	12 銭 8 厘		
	$\gamma = 1.0757$				
九州エリア (離島)	$\alpha = 1.0000$	高圧	0 銭 3 厘	52,500 円	78,800 円
	$\beta = 0.0000$	特別高圧	0 銭 3 厘		
	$\gamma = 0.0000$				

※九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整」として合算して請求いたします。

3. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合には、次のいずれかの基準によることを基本として、双方協議の上、協定を締結してこれに従うこととします。

- (1) 過去の使用電力量による場合、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量の比率を乗じた値を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (3) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本需給約款第48条に準ずるものといたします。

- (4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見した日の属する月

4. 特定休日

特定休日は、該当一般送配電事業者の託送供給等約款において定める休日のうち、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外のものといたします（参考までに各一般送配電事業者ごと

の特定休日を挙げると、次のとおりです)。

北海道 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

東北 1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日

東京 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

中部 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

北陸 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

関西 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

中国 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

四国 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

九州 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日